

ブラジル—EU、日本工業品税その他各種税制の内外差別的適用  
(パネル報告 WT/DS472/R, WT/DS497/R, 配布日 2017 年 8 月 30 日)

小寺 智史 (西南学院大学)

## I. 本件概要

ブラジルは、登録・認可された企業又は一定の要件を満たした製品に対して、税制上の恩典を許与する様々なプログラムを導入している。登録・認可要件には、一定の生産工程を国内で実施すること、一定額をブラジル国内の研究開発に投資すること、又は 1 年間の総収益の 50%以上を輸出が占めることなどが含まれている。

本件は、これら各種プログラムの下で税制上の恩典を許与する措置が、GATT、TRIMs 協定及び SCM 協定に違反するとして、EU 及び日本がブラジルを相手に申し立てた事案である。

## II. 手続の時系列

2013 年	12 月 9 日	EU による協議要請
2014 年	2 月 13 日～14 日、4 月 4 日	EU・ブラジル間の協議
	10 月 31 日	EU によるパネル設置要請
	12 月 17 日	パネル設置 (DS472)
2015 年	7 月 2 日	日本による協議要請
	9 月 15 日～16 日	日本・ブラジル間の協議
	9 月 17 日	日本によるパネル設置要請
	9 月 28 日	パネル設置 (DS497)
2016 年	11 月 11 日	中間報告書発出
2017 年	8 月 30 日	パネル報告書配布
	9 月 28 日	ブラジル上訴
	10 月 3 日	EU・日本上訴

## III. 事実の概要

(1) 本件に関連するブラジル税制 (paras. 2.1-36)

a. IPI : 工業品税

すべての国内及び輸入工業品に課される税。

b. PIS/PASEP : 社会統合基金／公務員厚生年金

c. PIS/PASEP-Importation

輸入取引に課せられる PIS/PASEP。

d. COFINS : 社会保険融資負担金

あらゆる法人格の所得に適用される税。

e. COFINS-Importation

輸入取引に課せられる COFINS。

f. CIDE : 特別財源負担金

海外送金やロイヤリティ支払に課せられる税。

(2) 本件で問題となっている措置

- a. インフォマティクス・プログラム (the Informatics programme)
- b. 半導体産業支援プログラム (the PADIS programme)
- c. デジタルテレビ装置産業の技術発展支援プログラム (the PATVD programme)
- d. デジタル・インクルージョン・プログラム (the Digital Inclusion programme)
- e. 自動車の革新技术と生産チェーンの強化に向けたインセンティブ・プログラム (the INOVAR-AUTO programme)
- f. 輸出企業プログラム (the PEC programme)
- g. 輸出企業による資本財購入特別制度 (the RECAP programme) (paras. 2. 37-38)

(a) インフォマティクス・プログラム

ブラジル国内で生産・加工された情報技術製品の販売等に対する、IPI の減免プログラム。減免を受ける企業は毎年、売り上げの一定率をブラジル国内での研究開発に投資する必要や、基礎製造工程 (Basic Productive Processes, PPB) と呼ばれる生産工程に従ってブラジル国内で実施する必要がある (paras. 2. 39-70)。

(b) 半導体産業支援プログラム (PADIS)

半導体その他の輸入又は販売について、認可された企業に PIS/PASEP その他各種の税を免除するプログラム。認可されるためには、毎年、ブラジル国内での研究開発に一定額投資することや、PPB に従ったブラジル国内での製造が求められる (paras. 2. 71-81)。

(c) デジタルテレビ装置産業の技術発展支援プログラム (PATVD)

デジタルテレビ関連製品の輸入又は販売について、認可された企業に PIS/PASEP その他各種の税を免除するプログラム。認可されるためには、毎年、ブラジル国内での研究開発に一定額投資することや、PPB の遵守又は製品が「ブラジル国内で組み立てられた」とみなされる基準を満たすことなどが求められる (paras. 2. 82-90)。

(d) デジタル・インクルージョン・プログラム

ブラジルで生産されたデジタル消費財の販売について、PPB に従って生産された消費財を販売するブラジルの小売業者に、PIS/PASEP 及び COFINS の免除を認めるプログラム。

⇒ (a) から (d) までの、いわゆる ICT プログラムは、以下表 1 「ICT プログラムの概要」を参照。

プログラム	減免措置	条件
Informatics	認可された企業による IT 製品販売に対する IPI の減免。	①PPB に従って生産していること。 ②毎年、ブラジル国内における IT の R&D に一定額投資していること。 なお、ブラジル国内で組み立てられた (developed) 製品は追加的な減税の対象となる。
PADIS	認可された企業による半導体その他製品の輸入又は販売に対する各種税の減免。	①毎年、ブラジル国内における R&D に一定額投資すること。 ②半導体その他製品の設計・開発等に従事していること。但し、PPB に従って生産されていることや、一定の作業がブラジル国内でなされていることなどが求められる。
PATVD	認可された企業によるデジタルTV製品の輸入・購入・販売に対する各種税の減免。	①毎年、ブラジル国内における R&D に一定額投資すること。 ②デジタルTV製品の開発・生産活動に従事していること。 ③PPB に従うか、又はブラジル国内で組み立てられた (developed) ことの基準を満たすこと。
Digital Inclusion	PPB に従ってブラジル国内で生産されたデジタル消費財の販売に対する、PIS/PASEP、CONFINS の減免。	デジタル消費財が関連する PPB に従い、ブラジル国内で生産されたこと。

表 1 : ICT プログラムの概要 (paras. 2. 39-96 に基づき、筆者作成)。

(e) 自動車産業インセンティブ・プログラム (INOVAR-AUTO)

認可された自動車メーカー等に対して、IPI 税の減免を認めるプログラム。認可されるための条件の概要は、以下の表の通り (paras. 2. 97-147)。

経緯	プログラム認可要件
<p>●2011 年 12 月 14 日付法令 12546 号に基づき、国産車及び輸入車の工業製品税 (IPI) を 30%ポイント引き上げ。ただし、国内に製造拠点を有し、メルコスール域内付加価値比率 65%を達成した企業の国産車及びメルコスール・メキシコからの輸入車は引き上げの対象外。</p> <p>&lt;適用期間:2012 年&gt;</p>	<p>「国内での指定生産工程履行」(製造業者は必須要件)</p> <p>1 プレス工程、2 溶接工程、3 防錆処理と塗装工程、4 プラスチック射出成形、5 エンジン製造、6 ギアボックスとトランスミッションの製造、7 ステアリングとサスペンションシステムの組立、8 電子システムの組立、9 ブレーキと車軸のシステムの組立、10 モノコック(ボディ)の生産あるいはシャシーの生産、11 組立、最終検査と互換性検証、12 製品開発・テストのための研究所・試験所の自社インフラの整備。</p> <p>上記 12 工程のうち、定められた工程数(乗用車の場合、2014~2015 年は 9 工程、2016 年以降は 10 工程)以上を国内で実施する。</p>

<p>●2012年9月17日付法令12715号及び大統領令7,819号/2012年、8,015号/2013年に基づき、右の認可5要件のうち、4要件以上を満たす認可企業に対し、国産車及び輸入車の出荷にかかるIPI税率を減免する（選択要件のうち2項目を順守する必要あり）。域内付加価値率の条件は撤廃されたが、実質的な国内調達義務は継続。 &lt;適用期間:2013~2017年&gt;</p> <p>●2014年6月18日付法令12996号に基づき、部品メーカーに国産化比率の報告を義務付け。</p>	<p>「研究開発（R&amp;D）」（選択要件） 販売行為によって生じる税金・社会保障負担金を除いた総売上のうち一定割合の金額を国内でR&amp;Dに投資する。 2014年:0.30%、2015年以降:0.50%</p> <p>「生産技術投資」（選択要件） 販売行為によって生じる税金・社会保障負担金を除いた総売上のうち一定割合の金額を国内でエンジニアリング、産業技術基盤、サプライヤーの育成に投資。 2014年:0.75%、2015年以降:1.0%</p> <p>「燃費ラベリング」（選択要件） 国家度量衡・規格・工業品質院（INMETRO）による「自動車ラベルプログラム」（PBE Veicular）に従った燃費ラベルの添付率の実現。 2014年:49%、2015年:64%、2016年:81%、2017年:100%</p> <p>「燃費改善」（製造業者は必須要件） 2012年比で2017年までに12.08%以上の燃費改善を行う。15.5%以上の燃費改善を実現した場合はIPI追加減税1%、18.8%以上の燃費改善実現でIPI追加減税2%が受けられる。</p>
<p>恩典の内容</p>	
<p>●国産部材・工具の調達、R&amp;D等8項目に使用できるIPI税務クレジット（税額控除。上限は30%ポイント）</p>	
<p>●認可企業のメルコスール・メキシコ製輸入車にはIPI30%削減</p>	
<p>●最大4,800台のIPI減税輸入枠の付与（メルコスール・メキシコ以外からの輸入に適用）</p>	

日本貿易振興機構「ブラジル自動車及び自動車部品産業調査報告書」（2015年）at [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/reports/2015/pdf/1e0d0375dd6d1248/houkokusyo\\_rev.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/reports/2015/pdf/1e0d0375dd6d1248/houkokusyo_rev.pdf)（2017年12月15日入手）9頁、参照。

(f) 輸出企業プログラム（PEC）

総売上高の50%超又は50%以上が海外輸出からなる輸出企業（predominantly exporting company, PEC）によって購入された原材料その他に対して、IPI その他の税を猶予するプログラム（paras. 2. 148-162）。

(g) 輸出企業による資本財購入特別制度（RECAP）

PECによる資本財の購入について、PIS/PASEP その他の税を猶予するプログラム（paras. 2. 163-176）。  
⇒ (f) 及び (g) の概要については表2「PEC及びRECAPプログラムの概要」参照。

プログラム	減免措置	条件
PEC	PEC として登録又は認可された企業による、原材料、中間品、パッケージ材の購入に対する各種税の減免。	①登録（IPI 税減免）又は認可（PIS/PASEP 他減免）。 ②対象製品購入の前年の総売上高のうち、海外輸出からの収益が 50%を超える（IPI 税減免）又は 50%以上（PIS/PASEP 他減免）であること。
RECAP	PEC として登録又は認可された企業による、資本財の購入に対する各種税の減免。	①認可。 ②対象製品購入の前年の総売上高のうち、海外輸出からの収益が 50%以上であり、かつ今後 2 年間、同割合を継続することを約束すること。50%に達していない企業の場合には、今後 3 年間にわたり、50%以上というレベルを達成・維持することを約束すること。

表 2：PEC 及び RECAP プログラムの概要（paras. 2. 148-176 に基づき、筆者作成）。

### (3) 当事国の主張

#### EU の主張

- ・ INOVAR-AUTO プログラムは、GATT1.1 条、3.2 条、3.4 条、3.5 条、TRIMs 協定 2.1 条、SCM 協定 3.1 条 (b) 及び 3.2 条に違反する。
- ・ Infomatics、PADIS、PATVD、Digital Inclusion の各プログラムによる、ICT 技術その他の国内生産及び技術発展に対する利益は、GATT3.2 条、2.1 条 (b)、3.4 条、3.5 条、TRIMs 協定 2.1 条、SCM 協定 3.1 条 (b) 及び 3.2 条に違反する。
- ・ RECAP プログラムは、SCM 協定 3.1 条 (a) 及び 3.2 条に違反する。
- ・ 原材料その他購入のための輸出補助金スキームは、SCM 協定 3.1 条 (a) 及び 3.2 条に違反する。  
(para. 3.1)

#### 日本の主張

- ・ INOVAR-AUTO プログラムにおける税制恩典スキームは、GATT1.1 条、3.2 条、3.4 条、3.5 条、TRIMs 協定 2.1 条、SCM 協定 3.1 条 (b) 及び 3.2 条に違反する。
- ・ Infomatics、Digital Inclusion、PADIS、PATVD の各プログラムは、GATT3.2 条、2.1 条 (b)、3.4 条、3.5 条、TRIMs 協定 2.1 条、SCM 協定 3.1 条 (b) 及び 3.2 条に違反する。
- ・ RECAP プログラムは、SCM 協定 3.1 条 (a) 及び 3.2 条に違反する。
- ・ PEC プログラムは、SCM 協定 3.1 条 (a) 及び 3.2 条に違反する。(para. 3.2)

#### ブラジルの主張

- ・ EU 及び日本の主張を全面的に却けるようにパネルに求める (para. 3.3)。

## IV. パネル報告要旨

### 1. 本件で問題となっている措置

- ・ 問題となっているプログラム  
本件で問題となっているブラジルのプログラムは、①ICT プログラム (Informatics, PADIS, PATVD, Didital Inclusion) 、②INOVAR-AUTO プログラム、③PEC 及び RECAP プログラムの 3 つに大別することができる (para. 7.1) 。
- ・ 問題となっている措置  
本件で問題となっている措置は、これら各プログラムに具体化される一群の差別的な利益である (para. 7.2) 。
- ・ パネルの付託事項  
ブラジルは、INOVAR-AUTO プログラムに関する実施規則 257/2014 がパネルの付託事項外であると主張するが、同規則は付託事項に含まれる (para. 7.22) 。
- ・ 問題となっている製品の 카테고리  
問題となる製品は、「優遇製品 (incentivised products) 」と「優遇製品の生産要素」の 2 つの種類に区別される。この点、優遇製品は、完成品と中間品に下位区分される。
  - ① 完成品 (finished product)  
完成品とは、それ以上の製造の対象とならない製品であり、同製品を製造する企業が特定のプログラムにおいて認可されている場合、完成品は優遇されているといえる。完成品に関する申立国の主張は、GATT3.2 条及び 3.4 条、TRIMs 協定 2.1 条に関するものである (EU については、GATT3.5 条についても同様) 。
  - ② 中間品 (intermediate product)  
中間品とは、さらなる製造の対象となる製品であり、同製品を製造する企業が特定のプログラムにおいて認可されている場合、中間品は優遇されているといえる。中間品に関する申立国の主張は、GATT3.2 条及び 3.4 条、TRIMs 協定 2.1 条に関するものである (EU については、GATT3.5 条についても同様) 。
  - ③ 生産要素 (inputs)  
生産要素とは、生産過程において、中間品又は完成品に組み込まれる製品である。優遇製品の生産要素のいくつかは優遇中間品となる。また、完成品や中間品を製造する企業が特定のプログラムにおいて認可されている場合、生産要素の購入において税制上の利益を受けることが可能となる。生産要素に関する申立国の主張は、GATT3.4 条、3.5 条、TRIMs 協定 2.1 条、SCM 協定 3.1 条 (b) に関するものである (paras. 7.23-27) 。

### 2. 関連する条文の関係

- ・ GATT3.2 条、3.4 条及び 3.5 条の対象範囲 (scope) の相違  
GATT3.2 条が同種の輸入製品と国内製品の税制上の差別を禁止するのに対して、GATT3.4 条及び 3.5 条は規則による差別を扱っている。一つの措置が GATT3 条の複数の規定に違反しうることは既に認められている。  
本件において申立国は、問題となるプログラムの完成品又は中間品への適用における税制上の側面が、GATT3.2 条に違反すると主張する。同時に、優遇された完成品又は中間品が税制上の利

益を受けるために満たすべき条件や基準については、GATT3.4 条に違反すると主張する。また、申立国は、税制上の利益を受けるために満たすべき要求が、輸入された生産要素に対する差別となる「ローカルコンテンツ要求」として機能し、プログラムは GATT3.4 条に違反すると主張する。同様に、生産要素への差別となるような規制上の基準や条件は、内国の数量規則であり、GATT3.5 条の違反であると主張する (paras. 7. 31-38)。

- ・ GATT3.4 条、TRIMs 協定 2 条及び SCM 協定 3.1 条 (b) の対象範囲の相違

#### GATT3 条と TRIMs 協定 2.1 条

GATT3 条と TRIMs 協定 2.1 条の対象範囲は概ね重なっている。唯一の違いは、TRIMs 協定 2.1 条違反となるためには、問題となる措置が貿易関連投資措置 (TRIM) でなければならない、という点である。GATT3 条に違反する TRIM は、TRIMs 協定 2.1 条違反でもある (para. 7. 40)。

TRIMs 協定は、附属書例示表において、GATT3.4 条に違反する TRIM を例示しており、そこにはいわゆる「ローカルコンテンツ要求」も含まれている。よって、ある措置が TRIM であり、かつローカルコンテンツ要求を含む場合、当該要求は GATT3.4 条と TRIMs 協定 2.1 条双方に違反する (para. 7. 41)。

#### GATT3 条と SCM 協定 3.1 条 (b)

SCM 協定 3.1 条 (b) は、GATT3 条に含まれる無差別原則を具体化したものとみなしうる。輸入産品よりも国内産品を優先して使用することに基づいて交付される補助金は、SCM 協定 3.1 条 (b) と GATT3.4 条双方に違反する (para. 7. 45)。

#### GATT3.4 条、TRIMs 協定 2.1 条、SCM 協定 3.1 条 (b)

問題となる措置が補助金かつ TRIM であり、輸入産品よりも国内産品を優先して使用することを求める場合、当該措置は GATT3.4 条、TRIMs 協定 2.1 条及び SCM 協定 3.1 条 (b) に同時に違反することになる (para. 7. 46)。

#### 適用範囲の相違

GATT3.4 条は「法令及び要件 (laws, regulations and requirements)」に一般的に言及していることから、その適用範囲は TRIMs 協定 2.1 条や SCM 協定 3.1 条 (b) よりも広い。TRIM 協定 2.1 条の範囲となるのは措置が TRIM である場合のみであり、SCM 協定 3.1 条 (b) の範囲となるのは措置が補助金である場合のみである (para. 7. 47)。

### 3. 検討順序

- ・ 検討順序

まずブラジルの 2 つの反論を分析した後、各プログラムに関する申立国の主張を検討する。最初に、ICT プログラムの、GATT3.2 条及び 3.4 条、SCM 協定 3.1 条 (b) 並びに TRIMs 協定 2.1 条の適合性を分析する。GATT3.5 条に関する申立国の主張については、訴訟経済により扱わない。その後、INOVAR-AUTO プログラムの検討に進む。最後に、PEC 及び RECAP プログラムに関する SCM 協定 3.1 条 (a) の主張を分析する (paras. 7. 50-56)。

### 4. ブラジルの一般的反論

- ・ 2 つの反論

① GATT3 条は問題となっている措置に適用されない。というのも、GATT3 条は「産品 (products)」に関する差別を規律するのに対して、問題となっているプログラムは産品に関連するもので

はなく、むしろ生産工程（process and production-step）に関する要求だからである。同様に、TRIMs 協定 2 条及び SCM 協定 3 条も製品に関するものであり、本件での措置には適用されない。

- ② 問題となっている措置は、GATT3.8 条 (b) の「国内生産者のみに対する補助金の交付」であり、GATT3.2 条、3.4 条及び 3.5 条の規律から免除される。同様に、本件措置は、TRIMs 協定 2 条及び SCM 協定 3.1 条 (b) の対象外である。

(paras. 7.57-60)

・ パネル判断—①

GATT3 条の文言、過去の判例からして、ブラジルの主張は認められないと却下する (paras. 7.61-70)。

・ パネル判断—②

GATT3.8 条 (b) は、国内生産者のみに対する補助金の交付それ自体が GATT3 条に違反するものではないことを確認する。しかし、国内生産者のみに対する補助金はそれ自体、GATT3 条の規律、さらに TRIMs 協定 2.1 条の規律から免除されるものではなく、ブラジルの主張を却下する (paras. 7.71-88)。

## 5. ICT プログラム

### (1) GATT3.2 条に関する主張

・ 申立国の主張

EU 及び日本は、ICT プログラムのいくつかの点について、特に同種の国内産品に課せられる税をこえる税を輸入産品に課しており、GATT3.2 条第 1 文に違反すると主張する。また、日本は、GATT3.2 条第 2 文違反も主張する (paras. 7.89-107)。

・ GATT3.2 条第 1 文に関する分析

① 優遇産品が国内産品と言えるか否か。

まず、問題となっている措置が GATT3 条、TRIMs 協定 2.1 条及び SCM 協定 3.1 条 (b) の意味における「国内産品」といえるか否かについて、ブラジルは、優遇された産品及び生産要素は「国内産品」とはいえないと主張する。ブラジルによれば、ある産品が「国内」産品か否かは、産品や部門の性質、加盟国領域において付加された価値当の要素を考慮して「経済的」に評価されなければならないと、よって、PPB に従って生産された産品は「国内産品」ではない (paras. 7.109-110)。

それに対して、まず、GATT3 条、TRIMs 協定 2.1 条及び SCM 協定 3.1 条 (b) における「国内産品（国産物品）」という概念が同一であることを確認する。続いて、優遇を受けるためには、産品は PPB に従いブラジル国内で生産されなければならないことなどを指摘し、PPB に従って生産された優遇産品はブラジルの国内産品であると認定する (paras. 7.111-117)。

② 輸入産品と国内産品は同種の産品か。

申立国である EU と日本は、ICT プログラムにおいて与えられる待遇が、産品の原産地のみに基づいて区別されていることから同種であり、この場合、同種性に関する伝統的な 4 基準を検討することは不要である（また、EU は仮に 4 基準を適用したとしても同種であることが確認できる）と主張する (paras. 7.118-119)。

この点、インドネシア自動車事件パネル報告などに示されるように、ある措置が産品の原産地のみに基づいて産品を区別するとき、それら産品の同種性が推定される。この場合、申立国は、

問題となっている措置が産品の原産地のみに基づいて区別していることを一応 (*prima facie*) 証明することで、同種性を立証し得る (paras. 7. 124-127)。

ICT プログラムの下で税制上の恩典を受けるのは、ブラジル国内で生産された産品のみであり、申立国は一応の立証に成功している。よって、ICT に関する国内産品と輸入産品が同種と推定される (paras. 7. 128-141)。

③ 国内産品に課せられる税を「こえる」税が輸入産品に課せられているか。

申立国は、輸入産品は認可企業によってブラジルで生産されていない以上、税の減免を享受できず、同種の国内産品よりも高い税が課せられていると主張する。

この点、完成品、中間品いずれについても、国内産品に課せられている税を「こえる」税が輸入産品に課せられている (paras. 7. 142-172)。

④ 結論

各 ICT プログラムの一定の側面は、GATT3. 2 条第 1 文に違反する (para. 7. 174)。

・ GATT3. 2 条第 2 文に関する分析

日本は、ICT プログラムが国内産業を保護するために設計・組織されており、GATT3. 2 条第 2 文に違反すると主張するが、この点、訴訟経済を行使し、第 2 文に関する判断は行わない (paras. 7. 175-180)。

(2) GATT3. 4 条に関する主張

・ 申立国の主張

ICT プログラムは、(a) 産品が税制上の利益を得るために必要な許可条件、(b) Informatis 及び PADIS プログラムの下で求められる研究開発への投資量の計算メカニズム、並びに (c) 優遇された国内産品を購入する企業に対する行政上の負担の緩和を通じて、同種の優遇された国内産品に許与される待遇より不利な待遇を輸入産品に許与しており、GATT3. 4 条に違反する (para. 7. 181)。

・ GATT3. 4 条違反を立証するための 3 要件

① 問題となっている措置が、産品の「国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関する法令及び要件」であること。

② 輸入産品と国内産品が同種であること。

③ 同種の国内産品に許与される待遇より「不利な待遇」が輸入産品に許与されていること。

(para. 7. 188)

・ 要件①—法令及び要件

「関する (affecting)」の適用範囲は広く、また「要件 (requirements)」には、政府から利益を得るために企業が自主的に受け入れる要件も含まれる。ICT プログラムは GATT3. 4 条の「国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関する法令及び要件」の範囲内である (paras. 7. 190-198)。

・ 要件②—同種の産品

GATT3. 2 条第 1 文での判断と同様、GATT3. 4 条においても、輸入産品と国内産品の間には同種性が推定される (paras. 7. 199-208)。

・ 要件③—不利な待遇

「不利な待遇が」存在しているか否かを決定するためには、関連市場における競争条件が、輸

入産品に不利に変更されているか否かを分析しなければならない (para. 7. 210)。

第 1 に、許可条件については、輸入産品は税制上の恩典を受ける要件を満たすことはできず、その結果、輸入産品の税負担は国内産品よりも高い。かかる要件は輸入産品に対する「不利な待遇」であり (para. 7. 225)、GATT3. 4 条に違反する (para. 7. 230)。

第 2 に、計算メカニズムについて、Informatics 及び PADIS プログラムでは、税の減免を受ける企業は売上の一定額をブラジル国内での研究開発に投資することを求められるが、当該企業が優先産品を購入した場合、購入額分を必要な投資額から差し引いて計算することができる。EU 及び日本は、当該計算メカニズムの結果、認可企業に優遇された国内産品を購入するインセンティブを許与し、輸入産品と国内産品の競争条件を変更していると主張する。この点、当該計算メカニズムは、輸入産品に対する「不利な待遇」であり、GATT3. 4 条に違反すると認められる (para. 7. 243)。

第 3 に、行政上の負担について、EU は、税の減免は産品購入者の行政上の負担を緩和し、その結果、特に中間品の購入について、優遇された国内産品に有利なインセンティブが付与されると主張する。この点、EU が主張する通り、行政上の負担により、輸入中間品に「不利な待遇」が許与されており、GATT3. 4 条に違反する (para. 7. 255)。

- ・ 国内の生産要素を使用する義務に関する主張

申立国は、ICT プログラムにおいて税制上の恩典を受けるための生産工程要件には、製造業者に対して、優先産品の生産に国内生産要素 (domestic inputs) の使用を義務付ける要件が含まれている、と主張する。

この点、PPB に記載されるすべての作業がブラジル国内でなされなければならない、しかも PPB のなかに別の PPB が指定されている (a nested PPB) (para. 7. 291)。入れ子状態になっている PPB は、国内産品を使用する要件を含むことになり (para. 7. 300)、各 ICT プログラムは GATT3. 4 条及び SCM 協定 3. 1 条 (b) に違反する (para. 7. 319)。

### (3) GATT3. 5 条に関する主張

- ・ 申立国の主張

PPB における諸要件は、産品の特定の数量又は割合を国内の提供源から供給すべきことを要求するものであり、産品の加工又は使用に関する内国の数量規則に該当し、GATT3. 5 条第 1 文に違反する。また、ブラジル国内における最小限の加工に関する要件は、国内生産に保護を与えるように適用されており、同条第 2 文に違反する (paras. 7. 320-323)。

- ・ 訴訟経済を行使する妥当性

GATT3. 4 条違反が既に認定された以上、GATT3. 5 条について訴訟経済を行使することが可能か否かについて、EU 及び日本は、両者は別個に検討すべきであると主張する。しかし、申立国が GATT3. 4 条及び 3. 5 条で争っている ICT プログラムの特徴は同一であり、後者について訴訟経済を行使する (paras. 7. 330-347)。

### (4) TRIMs 協定 2. 1 条に関する主張

- ・ TRIMs 協定 2. 1 条違反の 2 要件

- ① 問題となっている措置が TRIM であること。
- ② TRIM が GATT3 条又は 11 条の規定に反すること。 (para. 7. 354)

- 要件①－TRIM か否か  
ICT プログラムは TRIM である (para. 7. 361)。
- 要件②－GATT3 条又は 11 条の規定に反するか否か  
ICT プログラムが GATT3. 2 条及び 3. 4 条に違反することは既に認定している (paras. 7. 363-364)。
- 結論  
ICT プログラムは、TRIMs 協定 2. 1 条に違反する (para. 7. 365)。

(5) SCM 協定 3. 1 条 (b) に関する主張

- 申立国の主張  
ICT プログラムにおける認可企業への様々な税制上の恩典は、政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないことによる資金面での貢献 (SCM 協定 1. 1 条 (a) (1) (ii)) であり、かつ利益をもたらしていることから (同条 (b))、SCM 協定上の補助金に該当する。また、同補助金は、輸入物品よりも国際物品を優先して使用することに基づいて交付されており、SCM 協定 3. 1 条 (b) において禁止されるものである (paras. 7. 366-374)。
- 被申立国の主張  
中間品又は原材料については、その収入となるべきものの放棄又は未徴収は存在しない (paras. 7. 375-380)。
- SCM 協定 3. 1 条 (b) について検討すべき事項
  - ICT プログラムの下での税制上の恩典が補助金、すなわち政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないことによる資金面での貢献 (SCM 協定 1. 1 条 (a) (1) (ii)) であり、かつ利益をもたらしているか否か。
  - ICT プログラムの下での税制上の恩典が、輸入物品よりも国産物品を優先的に使用することに基づくものであり、よって禁止されるものであるか否か (para. 7. 380)。  
⇒検討事項②については既に para. 7. 313 で認定済み。
- 検討事項①－補助金該当性  
補助金に該当するためには、政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないことによる資金面での貢献が存在し (SCM 協定 1. 1 条 (a) (1) (ii))、かつそれによって利益がもたらされている (同条 (b)) が必要である (para. 7. 390)。  
この点、政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しなかったかを判断するためには、3 つの段階に分けて検討しなければならない。第 1 に、受益者の収入に適用される税制上の待遇を、その背景にある客観的な理由を考慮しつつ同定する。第 2 に、比較のためのベンチマーク、すなわち、比較可能な納入者の収入に対する税制上の待遇を同定する。第 3 に、問題となっている税制上の待遇及びその理由を、ベンチマークとなる待遇と比較する (para. 7. 395)。  
そのうえで、問題となる税制上の待遇を詳細にカテゴリー化し、上記 3 つの段階を検討したうえで、ICT プログラムの下での税制上の恩典が、ブラジル政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないことによる資金上の貢献であることを認定する (paras. 7. 401-7. 490)。さらに、この資金上の貢献によって、利益がもたらされていることも認める (paras. 7. 491-494)。  
以上の検討の結果、ICT プログラムの下での税制上の恩典は、SCM 協定 1 条の「補助金」に該当する (para. 7. 495)。なお、特定性も認められる (para. 7. 499)。
- 結論

ICT プログラムの下での税制上の恩典は、SCM 協定 1.1 条の補助金に該当し、かつ同協定 3.1 条 (b) の輸入物品よりも国産物品を優先的に使用することに基づくものであり、よって、同協定 3.1 条 (b) 及び 3.2 条に違反する禁止補助金である。(para. 7. 500)

(6) GATT20 条 (a) に関する主張

・ 被申立国の主張

ブラジルは、PATVD プログラムについて、パネルが仮に GATT 違反を認定したとしても、GATT20 条 (a) によって正当化されると主張する (paras. 7. 508-509)。

・ GATT20 条 (a) における 2 段階審査

① 問題となっている措置が、GATT20 条の各号の下で暫定的に正当化されるか。

② 仮に正当化されるとして、GATT20 条柱書の要件を充足するか。

・ GATT20 条 (a) に関する法的基準

① 各号該当性

まず各号該当性に関して、GATT20 条 (a) の下で正当化されるためには、第 1 に、当該措置が公德の保護のために「設計 (design)」されており、第 2 に、当該公德の保護のために「必要 (necessary)」されている、という 2 段階の分析を行わなければならない (para. 7. 517)。

第 1 段階では、目的が「公德の保護」であり、当該措置が公德の保護のために設計されていること、すなわち、当該目的に寄与できるか否かが検討される (para. 7. 519)。

第 2 段階の必要性については、保護される利益又は価値の重要性、目的に対する措置の貢献度、措置の貿易制限性のレベル、及び合理的に期待できる代替措置の利用可能性、という 4 つの要素を比較衡量 (weighing and balancing) して判断する (paras. 7. 524-535)。

② 柱書該当性

過去の判例に依拠 (paras. 7. 536-541)。【省略】

・ 要件①—各号該当性

第 1 段階については、まず措置の目的に関して、デジタル格差 (digital divide) を架橋し社会的統合 (social inclusion) を促進するという同プログラムの目的が「公德の保護」の射程に入ることを確認する (para. 7. 568)。続いて、措置の設計について、プログラムがブラジルの国内生産の促進のためではないか、という疑念はありつつも、公德の保護に貢献しうる可能性がある以上、公德の保護のために設計されたと判断する。(para. 7. 583)

第 2 段階の必要性テストについては、比較衡量のための 4 つの要素を各々検討する。第 1 に、デジタル格差の架橋及び社会的統合の促進が、重要な政策目的であることは認められる (para. 7. 592)。第 2 に、措置の目的に対する貢献について、PATVD プログラムは理論上、社会的統合や情報のアクセスに貢献「しうる」かもしれないが、ブラジルは実際にその貢献を立証していない (para. 7. 602)。第 3 に、貿易制限性のレベルについて、同プログラムの差別的側面は輸入産品の輸入に実質的な (material) な影響をもたらしうるものであり、よって、同プログラムの貿易制限性は実質的である (para. 7. 607)。第 4 に、代替措置について、EU 及び日本はいくつかの代替措置を提示したが、いずれも WTO 協定整合的であり、より貿易制限的ではなく、さらにデジタル格差の架橋及び社会的統合の促進という目的に一層貢献するものである (para. 7. 621)。

以上から、ブラジルは、GATT に非整合的とされた措置が、社会的統合及び情報のアクセスを達成するために「必要」であることに立証しなかった (para. 7. 622)。

- 要件②—柱書該当性  
問題となっている措置が各号該当性を満たさない以上、柱書該当性を検討する必要はない (para. 7. 625)。
- 結論  
PATVD プログラムによる GATT3 条及び TRIMs 協定 2.1 条の違反は、GATT20 条 (a) によって正当化されない (para. 7. 626)。

## 6. INOVAR-AUTO プログラム

### (1) GATT3. 2 条に関する主張

- 申立国の主張  
EU 及び日本は、INOVAR-AUTO プログラムのいくつかの点について、特に同種の国内自動車に課せられる税をこえる税を輸入自動車に課しており、GATT3. 2 条第 1 文に違反すると主張する。また、日本は、GATT3. 2 条第 2 文違反も主張する (paras. 7. 627-628)。
- パネルの評価  
IPI の減免について、輸入自動車と国内自動車は同種の産品であり (para. 7. 643)、同種の国内自動車に課せられる税をこえる税が輸入自動車に課せられている (para. 7. 645)。また、IPI 税務クレジットについても、認可、クレジットの計算及び使用に関して、同種の国内自動車に課せられる税をこえる税が輸入自動車に課せられている。よって、同プログラムは GATT3. 2 条第 1 文に違反する (para. 7. 688)。  
他方で、同条第 2 文に関しては、司法経済を行使して判断を差し控える (para. 7. 691)。

### (2) GATT3. 4 条に関する主張

- 申立国の主張  
INOVAR-AUTO プログラムは、自動車及び自動車の部品・装備に関する認可条件、並びに IPI 税務クレジットの計算及び使用について、同種の優遇された国内産品に許与される待遇より不利な待遇を輸入産品に許与しており、GATT3. 4 条に違反する (para. 7. 692-693)。
- GATT3. 4 条違反を立証するための 3 要件
  - ① 問題となっている措置が、産品の「国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関する法令及び要件」であること。
  - ② 輸入産品と国内産品が同種であること。
  - ③ 同種の国内産品に許与される待遇より「不利な待遇」が輸入産品に許与されていること。  
(para. 7. 698)
- 要件①—法令及び要件  
INOVAR-AUTO プログラムは、GATT3. 4 条の「国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関する法令及び要件」の範囲内である (paras. 7. 708)。
- 要件②—同種の産品  
GATT3. 2 条第 1 文での判断と同様、GATT3. 4 条においても、自動車及びその部品・装備について、輸入産品と国内産品の間には同種性が推定される (paras. 7. 715-721)。
- 要件③—不利な待遇

INOVAR-AUTO プログラムにおける、IPI 税務クレジットを受けるための認可条件、クレジットの計算及び使用に関する規則は、輸入製品に対する「不利な待遇」を構成する (paras. 7. 722-771)。

・ 結論

INOVAR-AUTO プログラムにおける、IPI 税務クレジットを受けるための認可条件、クレジットの計算及び使用に関する規則は、輸入製品に対する「不利な待遇」であり、GATT3. 4 条に違反する (para. 772)。

さらに、ブラジル国内において最小限の生産工程を求める認可条件その他 3 つの要素については、GATT3. 4 条に違反すると同時に、SCM 協定 3. 1 条 (b) の「輸入物品よりも国産物品を優先的に使用することに基づく」ものである (para. 7. 773)。

(3) GATT3. 5 条に関する主張

・ 申立国の主張

IPI 税務クレジットを得るために、(a) ブラジル国内での最低限の生産加工工程を求める要件、(b) ブラジル国内で生産された部品・装備の使用を求める要件は、製品の特定の数量又は割合を国内の提供源から供給すべきことを要求するものであり、製品の加工又は使用に関する内国の数量規則に該当し、GATT3. 5 条第 1 文に違反する。また、それら要件は、国内生産に保護を与えるように適用されており、同条第 2 文に違反する (paras. 7. 777-7. 778)。

・ 訴訟経済を行使する妥当性

ブラジルが INOVAR-AUTO プログラムを GATT3. 4 条に整合的にすれば、それは同時に GATT3. 5 条にも整合的なものとなる。よって、GATT3. 5 条違反の「根拠 (reasons)」は、GATT3. 4 条に関するパネル決定で完全に失われている。また、GATT3. 5 条における申立国の主張の評価に関連するすべての事実上の決定は、GATT3. 4 条における主張について既に行っている (para. 7. 791)。

よって、GATT3. 5 条に関しては訴訟経済を行使する (paras. 7. 792)。

(4) TRIMs 協定 2. 1 条に関する主張

・ パネルの評価

INOVAR-AUTO プログラムは TRIM に該当する (para. 7. 802)。また、パネルは既に同プログラムが GATT3. 2 条及び 3. 4 条に違反すると認定している (para. 7. 804)。よって、同プログラムは TRIM 協定 2. 1 条に違反する (para. 7. 806)。

(5) SCM 協定 3. 1 条 (b) に関する主張

・ 申立国の主張

INOVAR-AUTO プログラムの下で認可された企業は、自動車の販売において IPI 税を減免されるが、この減免が、政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないことによる資金面での貢献であり、かつ利益をもたらしていることから、SCM 協定上の補助金に該当する。また、同補助金は、輸入物品よりも国産物品を優先して使用することに基づいて交付されており、SCM 協定 3. 1 条 (b) において禁止されるものである (paras. 7. 810-811)。

・ SCM 協定 3. 1 条 (b) について検討すべき事項

① INOVAR-AUTO プログラムの下での税の減免が、補助金、すなわち政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないことによる資金面での貢献 (SCM 協定 1. 1 条 (a) (1) (ii)) で

あり、かつ利益をもたらしているか否か。

② 同補助金が、輸入物品よりも国産物品を優先的に使用することに基づくものであり、よって禁止されるものであるか否か (para. 7. 816)。

⇒検討事項②については既に認定済み (paras. 7. 817-7. 826)。

・ 検討事項①－補助金該当性

補助金に該当するためには、政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないことによる資金面での貢献が存在し (SCM 協定 1.1 条 (a) (1) (ii))、かつそれによって利益がもたらされている (同条 (b)) が必要である (para. 7. 827)。

この点、政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しなかったかを判断するためには、3つの段階に分けて検討しなければならない。第1に、受益者の収入に適用される税制上の待遇を、その背景にある客観的な理由を考慮しつつ同定する。第2に、比較のためのベンチマーク、すなわち、比較可能な納入者の収入に対する税制上の待遇を同定する。第3に、問題となっている税制上の待遇及びその理由を、ベンチマークとなる待遇と比較する (para. 7. 827)。

そのうえで、第1の適用される税制上の待遇を IPI 税の減免 (para. 7. 831)、第2のベンチマークとして認可を受けていない企業に対する待遇と同定する (para. 7. 836)。さらに、第3の比較を行った結果、INOVAR-AUTO プログラムを、政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないことによる資金面での貢献として認定し (para. 7. 842)、さらに同貢献が利益をもたらしていると結論づける (para. 7. 843)。

以上の検討の結果、INOVAR-AUTO プログラムの下での税の減免が、SCM 協定 1 条の「補助金」に該当する (para. 7. 845)。なお、特定性も認められる (para. 7. 846)。

・ 結論

INOVAR-AUTO プログラムの下での税の減免は、SCM 協定 1.1 条の補助金に該当し、かつ同協定 3.1 条 (b) の輸入物品よりも国産物品を優先的に使用することに基づくものであり、よって、同協定 3.1 条 (b) 及び 3.2 条に違反する禁止補助金である (para. 7. 847)。

(6) GATT20 条 (b) に関する主張

・ 被申立国の主張

ブラジルは、INOVAR-AUTO プログラムについて、パネルが仮に GATT 違反を認定したとしても、GATT20 条 (b) によって正当化されると主張する (paras. 7. 849-850)。

・ GATT20 条 (b) における 2 段階審査

① 問題となっている措置が、GATT20 条の各号の下で暫定的に正当化されるか。

i. 問題となっている措置が各号に特定される固有の利益を対象としている、すなわち人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために「設計 (design)」されているか。

ii. 問題となっている措置が人の生命又は保護のために「必要か」。

② 仮に正当化されるとして、GATT20 条柱書の要件を充足するか。

・ 要件①－各号該当性

第1段階について、まず、ブラジルが主張する自動車の安全性の向上及び二酸化炭素の排出量の削減という目的が、GATT20 条 (b) の射程に入ることを認める (para. 7. 881)。続いて、措置の設計について、国内産業を保護することで技術発展が促進され、長期的に自動車の安全性向上や二酸化炭素排出量の削減に貢献できないとはいえないとし、人の生命及び安全を保護するために

設計されたと判断する (paras. 7. 902-905)。

第 2 段階の必要性テストについては、比較衡量のための 4 つの要素を各々検討する。第 1 に、自動車の安全性向上及び二酸化炭素排出量の削減という目的が重要であることは認められる (para. 7. 916)。第 2 に、措置の目的に対する貢献について、INOVAR-AUTO プログラムにおける差別が、自動車の安全性向上及び二酸化炭素排出量の削減をもたらすことをブラジルは立証しておらず、貢献は認められない (para. 7. 921)。第 3 に、INOVAR-AUTO プログラムの貿易制限性のレベルは実質的 (material) である (para. 7. 929)。第 4 に、代替措置について、申立国が提示した 5 つの代替策はいずれも WTO 協定整合的であり、より貿易制限的ではなく、目的に一層貢献するものである (para. 7. 960)。

以上から、ブラジルは、GATT3 条に非整合的とされた措置が人の生命及び健康を保護するために「必要」であることに立証しなかった (para. 7. 961)。

- 要件②—柱書該当性

問題となっている措置が各号の要件を満たさない以上、柱書該当性を検討する必要はない (para. 7. 964)。

- 結論

INOVAR-AUTO プログラムによる GATT3 条及び TRIMs 協定 2.1 条の違反は、GATT20 条 (b) によって正当化されない (para. 7. 965)。

#### (7) GATT20 条 (g) に関する主張

- 被申立国の主張

INOVAR-AUTO プログラムについて、パネルが仮に GATT 違反を認定したとしても、GATT20 条 (g) によって正当化される (paras. 7. 849-850)。

- 要件①—各号該当性

各号該当性のパネルによる分析は 2 つの要素を含む。すなわち、問題となっている措置が有限天然資源の保存に関するものであるか、及び当該措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施されているか、という 2 つである。

第 1 の点について、INOVAR-AUTO プログラムの差別的側面とエネルギー効率向上という目的の間に、真正な目的手段関係が存在することをブラジルは立証していない (para. 7. 996)。第 2 の点についても、同プログラムが国内における制限と関連して実施されたとはいえない (para. 7. 1006)。よって、各号の要件を満たさない (para. 7. 1007)。

- 要件②—柱書該当性

問題となっている措置が各号の要件を満たさない以上、柱書該当性を検討する必要はない (para. 7. 1010)。

- 結論

INOVAR-AUTO プログラムによる GATT3 条及び TRIMs 協定 2.1 条の違反は、GATT20 条 (g) によって正当化されない (para. 7. 1011)。

#### (8) GATT1.1 条に関する主張

- 申立国の主張

INOVAR-AUTO プログラムでは、メルコスール及びメキシコからの輸入自動車が他の諸国からの

輸入自動車よりも税の減免において優遇されており、GATT1.1条に違反する (para. 7.1012)。

- 被申立国の主張

税の減免はGATT1.1条の範囲外であり、また同減免はメルコスールのすべての構成国に付与されているわけではない (para. 7.1013)。

- GATT1.1条の法的基準

- ① 問題となっている措置がGATT1.1条の適用範囲内か。

- ② 問題となっている輸入製品は「同種」の製品か。

- ③ 問題となっている措置は、他国の原産に対する「利益、特典、特権又は免除」か。

- ④ 許与された利益は、他の全ての締約国の領域の原産の「同種」の製品に対して、「即時」かつ「無条件」に許与されていないか。

(para. 7.1016)

- 要件①—GATT1.1条の適用範囲

問題となっている税の減免は、GATT3.2条及び3.4条に掲げる事項であり、よってGATT1.1条の範囲内である (para. 7.1026)。

- 要件②—同種性

関連する製品（自動車）は同種の製品である (para. 7.1036)。

- 要件③—利益、特典、特権又は免除

メルコスール加盟国及びメキシコからの輸入自動車に対する税の減免は利益に該当する (para. 7.1043)。

- 要件④—「即時」かつ「無条件」

メルコスール加盟国及びメキシコからの輸入自動車に対する税の減免は、即時かつ無条件に、他のWTO加盟国に許与されていない。 (para. 7.1047)

- 結論

INOVAR-AUTO プログラムの下でのメルコスール加盟国及びメキシコからの輸入製品に対する税の減免は、GATT1.1条に違反する (para. 7.1048)。

## (9) 授権条項による正当化

- 被申立国の主張

アルゼンチン、メキシコ及びウルグアイに関する措置のGATT1.1条違反は、授権条項第2パラグラフ (b) 及び (c) の下、正当化される。それら諸国に対する異なるかつ一層有利な待遇は、WTOに通報されており、授権条項第4パラグラフ (a) の要件を満たし、かつ同条項第2パラグラフ (b) 及び (c) の実体的要件も満たす (para. 7.1054)。

- 申立国の主張

ブラジルは、授権条項第4パラグラフ (a) の通報に要件を満たしていない。また、問題となる待遇が同条項第2パラグラフ (b) 及び (c) の対象となることも立証していない。さらに、同条項第3パラグラフの諸要件も充足しない (para. 7.1055)。

- 立証責任

ブラジルは、EC 特惠事件上級委報告を参照し、措置が授権条項の関連条項に違反していることの立証を申立国が負うと主張する。他方で、EU 及び日本は、INOVAR-AUTO プログラムは「明らかに」「一見して」、異なる待遇を授権条項に従って導入したことを示していないため、授権条項を

援用する責を申立国は負わないと主張する (paras. 7. 1057-1058)。

この点、EC 特権事件において、上級委員会は、授權条項を「提起 (raising)」「援用 (invoking)」する申立国の責任と、異なるかつ一層有利な待遇が授權条項の諸要件を充足することの被申立国の責任を区別していた (para. 7. 1060)。また、EC 特惠事件は本件と異なり、地域貿易協定の通報に関して紛争当事者間に争いはなかった (para. 7. 1061)。

授權条項が申立国によって適切に援用されたか否かという問題、特に GATT1. 1 条に関する申立国の請求がパネルの付託事項に含まれるか否かという問題は、パネルの管轄に属する (para. 7. 1062)。

「授權条項を援用する責任が申立国に課せられるのは、当該措置が授權条項の下で取られた (採択した加盟国からすれば正当化された) ことが通知されている状況においてである。換言すれば、パネル設置要請において授權条項の特定の条項を援用する責任を申立国が負うのは、当該措置が授權条項に基づいて取られ正当化されたと被申立国が考えていることが、パネル設置要請以前に申立国に知らされていた場合に限られる」 (para. 7. 1064)。

差別的待遇を課す特別な協定を授權条項の下で取った又は修正したことを WTO 加盟国が通報した場合、他の WTO 加盟国はかかる差別的待遇が授權条項に従って取られたことを了知していたと推定される。そのような場合、授權条項の特定の規定を援用する責任を申立国に課すことは合理的である (para. 7. 1066)。

この点、関連する措置及び当該措置に関する正当化が WTO に通報されたか否かは、授權条項第 2 パラグラフ (b) 及び (c) に関するブラジルによる正当化の文脈において検討する (para. 7. 1068)。

#### ・ 授權条項第 2 パラグラフ (b)

ブラジルは、ラテンアメリカ統合連合 (LAIA) を設立する 1980 年のモンテヴィデオ条約が、授權条項第 2 パラグラフ (c) の下で WTO に通報されており、本件における異なるかつ一層有利な待遇は同条約の実施措置である ECAs (Economic Complementation Agreements) に基づくものである。よって、INOVAR-AUTO の税制上の待遇は ECAs に付随するものであり、さらなる通報を必要としない、と主張する (para. 7. 1072)。

他方で、EU 及び日本は、モンテヴィデオ条約も ECAs も内国税を対象としておらず、ブラジルは INOVAR-AUTO プログラムも ECAs を通報していないため、授權条項第 4 パラグラフ (a) における通報要件を満たしていないと主張する (para. 7. 1073)。

この点、3つの問題が提起されている。第 1 に、第 2 パラグラフ (c) の下での通報が、同パラグラフ (b) の通報としても作用するか。第 2 に、作用するとして、モンテヴィデオ条約及び ECAs の通報が、パラグラフ (b) の下で正当化されるべき特別かつ一層有利な待遇の通報として実体的に作用したか。第 3 に、手続的な問題として、MERCOSUR 条約及び ECAs が、パラグラフ (c) に従って採択された個別の RTAs として WTO に通報されたか、又はモンテヴィデオ条約「全体 (umbrella)」の通報で十分であるのか (para. 7. 1075)、である。

第 1 の点については、授權条項第 4 パラグラフ (a) の目的が、他の加盟国に対して、取られた措置を伝え、MFN 原則からの逸脱に対して異議を申し立てる機会を与えることであることを考慮すれば (para. 7. 1077)、通報それ自体に示されていない限り、授權条項のある規定の下での措置の通報が、他の規定の下での通報としても作用するとは考えられない (para. 7. 1079)。よって、授權条項第 2 パラグラフ (c) の下での RTA の通報は、同パラグラフ (b) での PTA の通報として作用しない (para. 7. 1081)。結論として、ブラジルは、問題となっている特別かつ一層有利な待

遇を付与する何らかの協定を WTO に通報したことを立証していない (para. 7. 1082)。そのため、申立国はパネル設置要請において、パラグラフ (b) を援用するいかなる責任も負っていなかった (para. 7. 1083)。

なお、授権条項第 2 パラグラフ (b) の対象範囲について、授権条項が採択された当時、同パラグラフは 1947 年 GATT の諸規定のみに規律される非関税措置は対象としていなかったと考えられる (para. 7. 1089)。むしろ、同条項が採択された東京ラウンドの状況を考慮すれば、第 2 パラグラフ (b) の適用は、東京ラウンドコード、現在では 1994 年 GATT 以外の WTO 対象協定に明示的に規定された S&D 規定における差別に制限されるべきものと思われる (para. 7. 1093)。この点、ブラジルが依拠する GATT3. 2 条及び 3. 4 条には、非関税措置に関していかなる S&D 規定も含まれていない (para. 7. 1096)。

よって、GATT1. 1 条に違反する、アルゼンチン、メキシコ及びウルグアイからの輸入自動車に対する税の減免は、授権条項第 2 パラグラフ (b) の下で正当化されない (para. 7. 1097)。

#### ・ 授権条項第 2 パラグラフ (c)

ブラジルは、アルゼンチンその他に対する異なるかつ一層有利な待遇が、授権条項第 2 パラグラフ (c) の下で正当化されると主張する。また、同待遇は、第 4 パラグラフ (a) に従って WTO に通報され、かつ第 3 パラグラフの実体的要件も満たすと主張する。

この点、2つの問題が提起されている。第 1 に、モンテヴィデオ条約及び ECAs の通報が、第 2 パラグラフ (c) における、GATT1. 1 条違反の特別かつ一層有利な待遇を含む協定の採択の通報として作用するのか。換言すれば、モンテヴィデオ条約及び ECAs の内容及び実体が、第 4 パラグラフ (a) の通報要件を充足するものであるのか否か。第 2 に、これら協定が特別かつ一層有利な待遇を適切かつ実体的に含んでいるとして、同通報は手続上十分なものであったか否か、である (para. 7. 1105)。

第 1 の点について、RTA それ自体と特別かつ一層有利な待遇の間には明確な関連が存在しなければならない。第 2 パラグラフ (c) の下で正当化が図られる特別かつ一層有利な待遇は、WTO に通報された協定と密接かつ真正な連関 (a close and genuine link) を有していなければならない (para. 7. 1108)。

この点、ブラジルが引用するモンテヴィデオ条約及び ECAs 中の規定はすべて特惠関税に関するものであり、内国税について言及していない。また、ブラジルが特惠待遇を取ることを認める規定も見出すことはできない (para. 7. 1114)。ブラジルは、GATT1. 1 条違反とされた税の減免が、WTO に通報された RTA といかに関連しているのか、を立証していない (para. 7. 1115)。【⇒個別意見あり paras. 7. 1123-1131】

また、第 2 パラグラフ (c) の実体的要件についても、通報された RTA と特別かつ一層有利な待遇の間に密接かつ真正な連関が存在しない以上、ブラジルは同要件を充足していることを立証していない (paras. 7-1117-1118)。

よって、関連する特別かつ一層有利な待遇は、第 4 パラグラフ (a) が要求するように、第 2 パラグラフ (c) の下で取られたものとして通報されていない (para. 7. 1119)。さらに、通報されていない以上、申立国はパネル設置段階で第 2 パラグラフ (c) を援用する責任を負っていなかった (para. 7. 1120)。

結論として、GATT1. 1 条に違反する、アルゼンチン、メキシコ及びウルグアイからの輸入自動車に対する税の減免は、授権条項第 2 パラグラフ (c) の下で正当化されない (para. 7. 1121)。

## 7. PEC 及び RECAP プログラム

### (1) SCM 協定 3.1 条(a)に関する主張

- ・ 申立国の主張

PEC 及び RECAP プログラムの下で登録・認可された企業に許与される税の猶予は、SCM 協定上の補助金に該当する。また、同補助金は輸出が行われることに基づいて交付されている (paras. 7.1140-1141)。

- ・ SCM 協定 3.1 条 (a) について検討すべき事項

① PEC 及び RECAP プログラムの下での税の猶予が、補助金、すなわち政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないことによる資金面での貢献 (SCM 協定 1.1 条 (a) (1) (ii)) であり、かつ利益をもたらしているか否か。

② 同補助金が、輸出が行われることに基づいて交付されているか否か。(para. 7.1146)

- ・ 検討事項①－補助金該当性

補助金に該当するためには、政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないことによる資金面での貢献が存在し (SCM 協定 1.1 条 (a) (1) (ii))、かつそれによって利益がもたらされている (同条 (b)) が必要である。(para. 7.1147)

この点、政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しなかったかを判断するためには、パネルは次に 3つの段階に分けて検討しなければならない。第 1 に、受益者の収入に適用される税制上の待遇を、その背景にある客観的な理由を考慮しつつ同定する。第 2 に、比較のためのベンチマーク、すなわち、比較可能な納入者の収入に対する税制上の待遇を同定する。第 3 に、問題となっている税制上の待遇及びその理由を、ベンチマークとなる待遇と比較する。(para. 7.1148)

パネルは、第 1 の適用される税制上の待遇について、原材料その他の購入 (PEC プログラム) 又は資本財購入 (RECAP プログラム) に対する、各種税の猶予及びその最終的な免除と同定する (paras. 7.1154-1155)。第 2 のベンチマークとしては、認可を受けていない企業に適用される税制上の待遇と同定する (para. 7.1164)。そのうえで、第 3 の比較を行った結果、PEC 及び RECAP プログラムの下に許与される税の猶予が、政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないことによる資金面での貢献であると認定し (para. 7.1211)、さらに同貢献が利益をもたらしていると結論づける (para. 7.1212)。

以上の検討の結果、PEC 及び RECAP プログラムの下での税の猶予が、SCM 協定 1 条の「補助金」に該当すると判示する。(para. 7.1223)。なお、特定性も認められる (para. 7.1224)。

- ・ 検討事項②－輸出に基づいて交付されているか

SCM 協定 3.1 条 (a) については、法律上の (*de jure*) 条件付けと事実上の (*de facto*) 条件付けがあるが、本件で申立国が主張しているのは、法律上の条件付けである (para. 7.1229)。

この点、PEC 及び RECAP プログラムの下での税の猶予は、SCM 協定 3.1 条 (a) の意味において輸出が行われることに基づいて交付されており、よって、同協定 3.1 条 (a) 及び 3.2 条に違反する (para. 7.1237)

- ・ 結論

PEC 及び RECAP プログラムの下での税の猶予は、SCM 協定 1.1 条の補助金に該当し、かつ同協定 3.1 条 (a) の意味において輸出が行われることに基づいて交付されている。よって、同協定 3.1 条 (a) 及び 3.2 条に違反する禁止補助金である (para. 7.1238)。

## V. 評釈

### 1. 本件の意義

近年、途上国を中心に、生産工程に様々な要求を組み込むことで、国内産業の保護を図る実行が拡散しつつある。本件では、登録・認可された企業又は一定の要件を満たした製品に対して税制上の恩典を許与するブラジルの措置の WTO 協定適合性が争われた。2010 年以降、ブラジルは景気の低迷に悩まされ、自動車産業を中心に保護主義の拡散が懸念されていた。かかるブラジルの保護主義に対して、EU 及び日本が WTO 紛争処理手続を利用して、その是正を試みたものである。

本件でブラジルが展開した主張は、パネルによって完全に退けられた。そもそも、パネルも報告書のなかで指摘しているように、ブラジルの各種プログラムにおける税制上の恩典は、一見して国内産品保護を目的とするものであり、ローカルコンテンツ要求を含むものや輸出補助金に該当するものであった。

そのため、ブラジルとしては、GATT3 条、TRIMS 協定及び SCM 協定の対象範囲の限定という「入口」と、GATT20 条及び授権条項での正当化という「出口」で争う訴訟戦略を採用したように思われる。しかし、前者の「入口」レベルでの議論はパネルによって簡単に退けられ、後者の「出口」レベル、すなわち違反の正当化についても、パネルがブラジルの主張を認めることはなかった。その結果、EU 及び日本の主張がほぼすべて認められる結果となった。

本件での論点は多岐にわたるが、以下では、EU 及び日本の主張が採用されなかった GATT3.4 条及び 3.5 条の関係、及び WTO 判例法上意義を有すると思われる授権条項に関する解釈について、若干のコメントを示すことにしたい。

### 2. GATT3.4 条と GATT3.5 条の関係 - 訴訟経済の行使

上述の通り、本件パネルでは EU 及び日本の主張はほぼすべて認められたが、両者が提起したいくつかの論点に関しては、パネルは訴訟経済 (judicial economy) を行使して判断を回避した。

訴訟経済とは、一般的に、「裁定機関に対して、問題となっている事件の処理に必要な問題のみを扱い、紛争当事者が提起した他の問題について判断を差し控えることを許可する、行政上又は司法上の手続の認められた原則」<sup>1</sup>として説明される。

WTO 紛争処理手続における訴訟経済に関して、上級委には紛争当事国が提起した問題を取り扱う義務が存在するのに対し (DSU17.12 条)、パネルは、当事国が提起した問題について、自らの裁量で判断を回避することができる。両者の違いの根拠は、紛争の解決に加えて、WTO 諸協定の解釈の確立という上級委の役割に求められる<sup>2</sup>。

パネルによる訴訟経済については既に過去の判例で扱われているが<sup>3</sup>、パネルが自らの裁量によって紛争当事者が提起した問題に対して訴訟経済を行使し得るのは、当該問題に関する決定が紛争の終局的な解決 (ultimate resolution) に資しないと考える場合である (米国・毛織シャツブラウス事件上級委報告)<sup>4</sup>。その例としては、同一の措置が複数の規定に違反しており、かつ一またはいくつかの

<sup>1</sup> M. Matsushita, T.J. Schoenbaum, P.C. Mavroidis and M. Hann, *The World Trade Organization: Law, Practice, and Policy*, 3<sup>rd</sup> ed. (Oxford University Press, 2015), p. 105. なお、国内民事訴訟法上の訴訟経済概念については、高田昌宏「民事訴訟における訴訟経済について」『早稲田法学』62 巻 4 号 (1987 年) 1-49 頁、参照。

<sup>2</sup> *Ibid.*

<sup>3</sup> パネルによる訴訟経済行使については、さしあたり次を参照。World Trade Organization, *A Handbook on the WTO Dispute Settlement System*, 2<sup>nd</sup> ed. (Cambridge University Press, 2017), pp. 89-91.

<sup>4</sup> WT/DS33/AB/R, pp. 18-19.

規定の違反を決定することで紛争が解決される場合である（カナダ・小麦の輸出及び輸入穀物の取扱いに関する措置事件上級委報告）<sup>5</sup>。

本件では、ICT プログラムに関して、GATT3.4 条及び 3.5 条について別個に判断を下すべきとする申立国の主張に対して、パネルは訴訟経済を行使し、GATT3.5 条に関する判断を差し控えた。果たして、パネルによるかかる訴訟経済の行使は、いかに評価すべきであろうか。

パネルは、訴訟経済の行使に当たって、GATT3.5 条で問題とされている ICT プログラムの「特徴 (features)」、すなわち PPB の下でのブラジル国内での製造要求及び国内生産要素の利用要求が、GATT3.4 条の下で問題とされるものと同一であると指摘する。よって、GATT3.4 条に関する違反が是正されれば、当該特徴が除去され、GATT3.5 条違反も合わせて是正される以上、後者に関して判断する必要はない、というのがパネルの論理である。

この点、確かに本件では、ICT プログラムの生産工程要件が実質的にローカルコンテンツ要求を含んでいたことにより、3.4 条及び 3.5 条で争われる措置の特徴は一致することになった。また、パネルが指摘するように、ブラジルが仮に生産工程要件を GATT3.4 条に適合的にするとすれば、ICT プログラムからローカルコンテンツ要求となる側面は消滅し、GATT3.5 条に適合的にもなるであろう。その意味において、GATT3.4 条違反の認定のみで「紛争の終局的な解決」は導かれ、訴訟経済を行使する合理性は認められるように思われる。

もちろん、パネルによる訴訟経済の行使は義務ではなく、あくまでも裁量であり、パネルとしては、同プログラムの 3.5 条違反を認定することも可能であったように思われる。また、本件とは異なり、措置が有する複数の異なる特徴が、GATT3.4 条及び 3.5 条に別個に違反することはありえる。その意味において、GATT3.4 及び 3.5 条の関係については、問題となる措置の特徴をどのように同定・認定するかが問題となり得よう。

### 3. 授権条項

本件では、ブラジルが INOVAR-AUTO プログラムの GATT1.1 条違反を授権条項によって正当化しようとしてきたために、パネルが授権条項に関する解釈を展開した。1995 年に WTO が設立されて以降、授権条項に関する解釈がパネル・上級委で示されたのは、EC 特惠事件 (DS246) のみである<sup>6</sup>。本件のパネルは、EC 特惠事件上級委報告が判示した立証責任について、さらに踏み込んだ解釈を示すものである。

EC 特惠事件において上級委は、授権条項の特別な性質を指摘し、申立国は GATT1.1 条違反のみならず、授権条項に違反すると考える部分も特定・提起する義務が負い、他方で、被申立国は、特定・提起された部分について違反ではないことを立証する責任を負うとした。かかる申立国と被申立国の間の責任の配分の背景には、被申立国である特惠供与国を過度な立証責任から解放することで、途上国に対する特惠供与を促進する意図を見て取ることができる<sup>7</sup>。

しかし、かかる申立国の援用責任は、被申立国が問題となっている措置を授権条項の下で取っている、すなわち正当化していることを事前に了知していることが前提となる。さもなければ、申立国は GATT1.1 条違反が争点となるあらゆる事件において、被申立国が授権条項に基づいて、加盟国間の差別的措置を「異なるかつ一層有利な待遇」として正当化している可能性を考慮し、同条項のすべてのパラグラフを援用しなければならなくなるだろう。よって、申立国の援用責任は、同待遇の導入を WTO

<sup>5</sup> WT/DS276/AB/R, para. 133.

<sup>6</sup> 同事件の評釈としては、川島富士雄「EC の途上国に対する関税特惠の供与条件 (GSP) 事件」経済産業省『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 (2004 年度版)』参照。

<sup>7</sup> 同上、233 頁。

に通報することを特惠供与国に求める授権条項第 4 パラグラフ (a) との関係で論じなければならない。

本件において、ブラジルは、INOVAR-AUTO プログラムの下での一部のメルコスール加盟国及びメキシコ産の輸入自動車に対する内国税上の差別的待遇を、授権条項の下での特別かつ一層有利な待遇として正当化を試みた。その際、ブラジルは、LAIA を設立する 1980 年モンテヴィデオ条約及び同条約を実施する ECAs に関する WTO への通報により、上記差別的待遇についても WTO への通報がなされたものとし、授権条項第 4 パラグラフ (a) の通報要件が満たされたと論じた。同時に、ブラジルは、EU 及び日本がパネル設置要請において、EC 特惠事件上級委報告で示された、申立国が負う授権条項の関連規定を援用する責任を果たしていないと主張した。

ここで問題となったのは、モンテヴィデオ条約及び ECAs と、INOVAR-AUTO プログラムの下での差別的待遇の関係である。この点、パネルは、第 4 パラグラフ (a) の援用責任の目的を「他の加盟国に対して、取られた措置を伝え、MFN 原則からの逸脱に対して異議を申し立てる機会を与えることである」(para. 7. 1077) とし、第 2 パラグラフ (b) について、授権条項のある規定の下での措置の通報が、他の規定の下での通報として作用することはないと論じた。さらに、第 2 パラグラフ (c) についても、特別かつ一層有利な待遇と RTA との間に「密接かつ真正な連関 (a close and genuine link)」がなければならないと判示した (para. 7. 1108)。

本件パネルによる授権条項に関する以上の解釈は、EC 特惠事件上級委が示した申立国と被申立国の立証責任の配分を一層明確化するものである。申立国に対する過度の立証責任を回避するという観点からは、かかる解釈は妥当であるといえよう。

他方で、実際の判断においては、申立国が被申立国による授権条項に基づく正当化を「了知 (on notice)」していたか否かが問題となる。本件パネルは、差別的待遇を課す特別な協定を授権条項の下で取ったことを被申立国が WTO に通報していた場合、他の WTO 加盟国による了知が推定されると論じた (para. 7. 1066)。この了知をめぐる判断においては、特別な協定と差別的待遇との「密接かつ真正な連関」の存在が問題となる。この点、本件パネルでは 1 人のパネリストが、ECA に関税上の特惠に関する言及がある以上、かかる特惠が税制上の内国措置に拡大されることを申立国が了知することは可能であり、よって申立国はパネル設置要請で授権条項の関連規定を援用する責任があったと主張している (paras. 7. 1123-7. 1131)。

上記論点については、上級委においても紛争当事国間で争われることが想定される。EC 特惠事件の他に授権条項に関する上級委解釈が存在しないことを考慮すれば、本件上級委による解釈は、WTO 判例法上、重要な意義を有することになるであろう。